

動産・債権担保融資 (ABL)の活用

司法書士法人浜松総合事務所
中里 功

はじめに～司法書士会から

貸金業法の改正(22/6/18)

- 年収の1/3を超える借金ができない
- 専業主婦は、夫の書面による同意

特定商取引法・割賦販売法の改正(21/12/1)

- クーリング・オフの強化
- 過量販売解除権の創設・・・次々販売に対応

調停センター「ふらっと」(21/1/19)

- 裁判所を使わない新しい紛争解決
- 話し合いによる「納得」いく解決を目指す

ABLとは?

ABL = Aseet Based Lending
動産・債権担保融資

不動産担保や人的保証に頼らない新しい融資
の仕組み

借り手の「事業活動」そのものに着目

在庫・機械器具等の動産
売掛金・貸付金等の債権

ABLとは? 例・畜産業のケース



ABLはなぜ活用されなかったか?

最大のポイントは「公示」の手段がないこと

不動産担保の場合

土地ごと建物ごとに登記が存在
所有権・抵当権等の権利関係を公示
誰でも閲覧できる

貸し手・・・確実な担保

借り手・・・所有資産の有効活用

第三者・・・取引の安全性

ABLはなぜ活用されなかったか?

従来の動産担保の方法

民法で認められた担保・・・「動産質権」

➢ 不動産に抵当権設定と同様の効果

➢ 担保物の引渡しが要件

占有改定による引渡しではダメ

借り手・・・手許になければ営業できない

貸し手・・・保管するスペース・費用

ABLはなぜ活用されなかったか？

従来の動産担保の方法

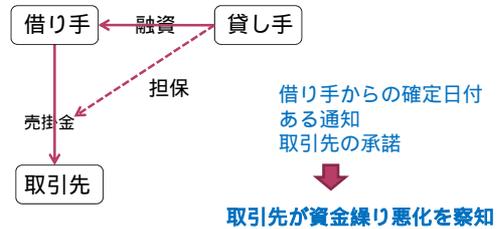
契約に基づく方法・・・「譲渡担保契約」

- ⇒ 担保物を引き続き所有者（借り手）の手許に留めておく
- ⇒ 担保物の特定が困難
無断売却・二重担保の危険性が大
関係会社間や取引先での活用に至る

ABLはなぜ活用されなかったか？

従来の債権担保の方法

民法で認められた担保・・・「権利質」



ABLが注目された背景

「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」

（動産・債権譲渡特例法）の制定

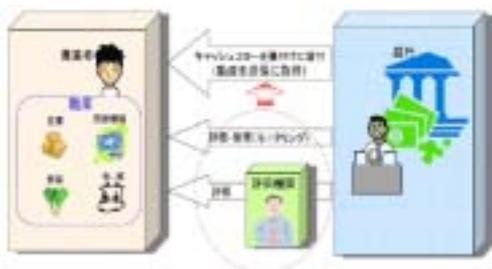
（17/10/3）

- ⇒ 動産譲渡・債権譲渡を登記により公示
- ⇒ 担保動産であることを特定
二重担保の危険性を回避
- ⇒ 在庫等の「集合動産」は保管場所で特定
- ⇒ 取引先に知られずに債権を担保化

ABLの仕組み

	メリット	デメリット
借 り 手	資産の有効活用 不動産担保や第三者保証に依存しない資金調達 無担保との比較（金利・借入額等） 定期的な事業報告による安定資金の確保 売掛債権の早期資金化	速やかな月次の業績報告体制 担保物の品質保持・管理の徹底 延滞＝経営継続が困難
貸 し 手	業務拡大の可能性 定期的な事業状況の把握 迅速な貸倒れ防止策	担保物の正確な管理・把握のための人材確保 客観性・合理性ある評価方法の確立 処分先の確保 外部専門会社（評価・管理・処分）への委託経費

ABLの仕組み



実例の紹介

担 保 野菜（小松菜等）の在庫
野菜（小松菜等）の販売代金債権

融資枠 商工中金 1,000万円
北洋銀行 3,000万円

担 保 カジュアル衣料品の在庫

融資枠 埼玉りそな銀行 1,400万円

（株）ドン・キホーテが評価会社

実例の紹介

担 保 水産物や農産物の缶詰

融資枠 商工中金 10,000万円
十八銀行 7,000万円

担 保 工場内の機械

融資枠 親子会社間 1,000万円